

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 1 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 上下水道局水道課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-4270 | |
| 工事名 | | 建設R7第42号 一万城浄水場系9号井取水ポンプ緊急取替工事 | |
| 工事概要 | | 一万城浄水場系9号井の取水ポンプ（深井戸水中ポンプ）に絶縁低下が確認されたため、緊急にポンプを取り替えるもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市太郎坊町6835番地49 | |
| | 名称 | 株式会社桜 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号該当 現在、9号井のポンプの絶縁は基準値以下に低下しており、このままではポンプが突然停止し取水できなくなる可能性が極めて高い。9号井から取水できなくなると一万城系の取水量が大幅に低下し、配水量に対し取水量が不足することが考えられ、断水が発生して市民生活に多大な影響を及ぼすことが予想される。 そのため、早急に9号井の取水ポンプ取替を行う必要があるが、競争入札に付する時間的余裕がない。 そこで、本市の建設工事競争入札参加資格者名簿に登載の事業者のうち、これまでに同種工事の実績がある事業者に聞き取りを実施したところ、上記事業者が最も早い段階での着手が可能と確認が取れた。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月27日 | |
| 工事請負金額 | | 5,940,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 2 |
|-------------|------|---|---|
| 担当課 | 部課等名 | 上下水道局下水道課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-5921 | |
| 件名 | | 農集処理場R8第1号 農業集落排水施設等包括的維持管理業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 安久地区外11地区（令和9年度からは上水流地区を除く全11地区）の処理場、中継ポンプ施設及び管路施設を含む農業集落排水施設の維持補修等を含む運転管理業務及び汚水管渠点検清掃等を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市吉尾町2159番地 | |
| | 名称 | 株式会社都城北諸地区清掃公社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当</p> <p>農業集落排水施設は浄化槽法に基づく汚水処理施設であり、排出される処理水は排出基準を遵守しなければならない。このため、施設の適正な運転管理及び保守管理が必要である。</p> <p>本業務の対象施設は、保守点検及び清掃の技術上の業務等を統括するものとして、浄化槽技術管理者の配置が義務付けられている（浄化槽第十条第二項及び浄化槽法施工令第一条）。</p> <p>また、浄化槽管理士の資格を有する者を保守点検の業務に従事させなければならない（浄化槽法第四十八条第三項）。</p> <p>さらに、汚水管渠について閉塞等が生じた場合、緊急的な管渠の清掃が必要となるが、本業務の対象管渠延長は150km以上あるため、管渠清掃に精通した人員や必要機材が確保でき、迅速な対応が可能でなければならない。</p> <p>以上のことから、本業務の適切かつ確実な履行に当たって、次に掲げる条件を満たす必要がある。</p> <p>①浄化槽技術管理者及び浄化槽管理士の資格に加え、農業集落排水施設の運転及び保守管理上必要な資格を有していること。また、浄化槽法を始めとする各種法令を遵守できること。</p> <p>②本市処理場と同種同規模（処理能力172～1,165m³/日）又はそれ以上の施設の維持管理実績があること。</p> <p>③突発的な故障発生や汚水管渠の閉塞時、災害発災等の緊急時に迅速な対応が必要であるため、都城市内に本社・営業所を有し、必要な人員・資機材の確保及び管理体制の構築が可能であること。</p> <p>④処理施設、中継ポンプ施設及び管路施設の一体的な管理を行うことができ、浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬が可能であること。</p> <p>これらの条件を満たす事業者は、上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約を行うものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月4日 | |
| 契約金額 | | 465,300,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 3 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 上下水道局下水道課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-5921 | |
| 件名 | | 公共処理場R7第28号 中央終末処理場No.4エアブロワモーター修繕 | |
| 業務等の内容 | | 中央終末処理場に設置されているNo.4エアブロワモーターの修繕を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市広原町9号11番地 | |
| | 名称 | 株式会社エイワ | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号該当</p> <p>今回修繕を行うNo.4エアブロワは、中央終末処理場において下水の浄化機能を担う重要な設備である。</p> <p>当該設備は、現在履行中の「公共処理場R7第12号 中央終末処理場ブロワ修繕」において、ブロワ本体の付帯機器である駆動用モーターに著しい損傷が判明したため、稼働できない状況にある。このままでは、下水流入量の変動等が発生した際に適正な処理ができず、処理能力不足により下水の受け入れ制限を実施せざるを得ない状況となる。これにより、市民の日常生活における水洗トイレの使用制限、入浴・洗濯等の生活用水の使用制限が必要となり、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、修繕の緊急性が極めて高い。</p> <p>この点、上記事業者は、現在当該設備の分解整備を実施中であり、設備の詳細な構造、損傷箇所、必要部品の仕様等を完全に把握している。また、早急な対応が可能であることを確認しており、安全かつ迅速な施工が期待できる。仮に他の事業者が本修繕を行った場合、改めて現場調査・分解作業から開始する必要がある、相当な時間を要する。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月9日 | |
| 契約金額 | | 4,598,000 円 | |